

経済連携協定の「拡大」と「深化」を求める

2006年10月17日

(社)日本経済団体連合会

I. 経済連携協定(EPA)推進の戦略的意義

- グローバルな事業体制の構築を促進する上で重要な経済インフラとしてのEPA
- 資源・エネルギー、食料の安定的供給の確保に資するEPA

・安価で良質な製品の市場への供給を通じて、消費者もメリットを享受
・労働力需給のミスマッチ解消等を通じて、サービスの水準を維持・改善

アジアと共に
豊かさを追求

資源・エネルギー、食料
供給国との関係を緊
密化

・需要が増大する中、円滑な取引関係を
中長期的に保障

II. 東アジアに重点を置いた経済連携の推進 ～ 経済連携ネットワークの構築と地域経済統合のあり方に関する検討 ～

EPAの「拡大」

多国間EPAと二国間EPAの並行的かつ迅速な推進

- 多国間EPA
 - ・アジアにおけるEPAのハブとなるASEANとの交渉加速化
- 二国間EPA
 - ・ASEAN主要国インドネシアとの早期合意、ベトナムとの早期交渉開始
 - ・隣国である中韓との信頼関係の強化
 - 日韓EPA交渉の早期再開
 - 日中EPAのメリット・デメリットの検討を含む共同研究の着手
 - ・潜在力の高い新興国インドとの早期交渉開始
 - ・資源・エネルギー、食料供給国である豪州との早期交渉開始
 - ・資源・エネルギー供給面で戦略的に重要なGCC[※]との交渉加速化
- あらゆる交渉に共通する基本形の応用(レディーメイド方式)

実現に向けた
ロードマップの
策定と進捗
状況の管理

EPAの「深化」

➢ 包括的で質の高いEPA

- ・投資ルールの整備、知的財産権の実効ある保護、人の移動等を包含
- ・経済活動に関わる諸ルールの優先的な整備と共通化
- ・既存のEPAについても上記の観点から見直すべき

➢ EPA交渉によって期待する成果

- ・物品貿易の自由化:高付加価値品を含めた関税の早期撤廃
- ・サービス貿易の自由化:製造業関連サービスや流通・金融サービスの一層の自由化
- ・投資の自由化:許可段階での内国民・最恵国待遇、現状維持義務等
- ・知的財産権の実効ある保護:模倣品・海賊版の取締りや罰則強化等
- ・ビジネス環境の整備:行政手続の合理化・効率化、輸出入・港湾諸手続の効率化等
- ・利便性の高い原産地規則の確立:原産地証明書発給手続の簡素化等
- ・資源・エネルギー、食料の安定的供給の確保:輸出制限禁止、投資環境改善等

※GCC(湾岸協力会議:アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェートの6カ国で構成)

III. 国内構造改革を通じたEPAの推進

1. 農業分野の改革の促進 —競争力のある国内農業の構築と市場開放との両立に向けた基盤整備の着実な実行、攻めの政策の具体化
2. 外国人材の受入れの拡大 —看護・介護分野の人材受入れ、「専門的・技術的分野」の範囲の拡大、研修・技能実習制度の見直し

IV. 交渉の推進体制等

- 「対外経済戦略諮問会議」⇒民間の意見を継続的に取り入れる仕組みの確立
- 「対外経済戦略推進本部」(本部長:内閣総理大臣/本部長代理:特命担当大臣)⇒官邸主導による対外交渉および国内調整権限の一本化